

生駒市水道事業管理規程第2号

生駒市水道事業事務分掌規程及び生駒市水道事業事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように公表する。

平成29年3月31日

生駒市水道事業管理者 古川文男

生駒市水道事業事務分掌規程及び生駒市水道事業事務決裁規程の一部を改正する規程

(生駒市水道事業事務分掌規程の一部改正)

第1条 生駒市水道事業事務分掌規程(昭和61年7月生駒市水道事業管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中「経理係 営業係」を「経営係」に改める。

第3条企画総務係の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同項第5号中「分水、受水(用水供給事業者からの受水を除く。)及び」を削り、同号を同項第4号とし、同項第6号を削り、同項第7号から第11号までを2号ずつ繰り上げ、同項第12号中「取得及び」を削り、同号を同項第10号とし、同項第13号から第15号までを2号ずつ繰り上げ、同項第16号中「(市民意識調査を含む。)」を削り、同号を同項第14号とし、同項第17号から第19号までを2号ずつ繰り上げ、同条経理係の項を同条経営係の項とし、同項に次の9号を加え、同条営業係の項を削る。

(8) 給水装置の使用の開始、中止及び名義変更に関する事。

(9) メーターの計量、位置変更及び取替えに関する事。

(10) 水道料金の収納及び消し込みに関する事。

(11) 水道料金の延納及び減免に関する事。

(12) 水道料金の過誤納金に関する事。

(13) 水道料金の未納による給水停止に関すること。

(14) お客様センターに関すること。

(15) 水道水の利用促進に関すること。

(16) 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること。

第4条管理系の項第1号中「、給水管」を削り、同項第16号を次のように改める。

(16) 開発事業に係る協議及び負担金等の徴収に関すること。

第4条管理系の項中第18号を第19号とし、第17号の次に次の1号を加える。

(18) 分水及び受水（県営水道からの受水を除く。）の契約に関すること。

第4条工務系の項第2号中「取得及び」を削り、同項第4号中「原因者負担工事」の次に「（配水管その他の水道施設の工事に限る。）」を加える。

第5条浄水場系の項第4号中「の工事」及び「維持管理に必要な」を削り、同項第15号を削る。

（生駒市水道事業事務決裁規程の一部改正）

第2条 生駒市水道事業事務決裁規程（平成28年4月生駒市水道事業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第6条中「総務課経理係長」を「総務課経営係長」に改める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。